

八、七時間勤務制、確立

九、職業全科、改善

一〇、福利厚生、建設

一一、在職員子弟、増額

一二、家庭扶助料、支給

一三、都市中学生住宅料、支給

一四、最低賃銀制、確立

一五、義務健康保険料、増額並ニ別途支給

一六、雇員子弟、子弟、福利、制度

一七、福利、改革

一八、未成年子弟從業員、待遇差別反対

一九、當時雇權制反対、改革

二〇、未成年子弟從業員、待遇差別反対

二一、當時雇權制反対、改革

二二、當時雇權制反対、改革

二三、當時雇權制反対、改革

二四、當時雇權制反対、改革

二五、當時雇權制反対、改革

二六、當時雇權制反対、改革

二七、當時雇權制反対、改革

二八、當時雇權制反対、改革

二九、當時雇權制反対、改革

三〇、當時雇權制反対、改革

三一、當時雇權制反対、改革

三二、當時雇權制反対、改革

三三、當時雇權制反対、改革

三四、當時雇權制反対、改革

三五、當時雇權制反対、改革

三六、當時雇權制反対、改革

三七、當時雇權制反対、改革

三八、當時雇權制反対、改革

三九、當時雇權制反対、改革

四〇、當時雇權制反対、改革

運動方針書（草案）

我等が運動同志會を組織してより益に満たず、我等の運動は一般社會運動の進展に伴ひ年々逐次に發展し來り今や寧固した組合陣容を築くに至つた。然れども今日迄の運動過程に於いて一方當面はしげく、壓迫の手を加へ地方組合自身も部分的過失を犯したけれども、我等の自主的訓練と組織的威力とは、多く多くの試練に堪へて今後益々全國的戰線擴大の希望が輝きつゝある。我等は指導精神の勝利と將來の光明とを確実に約束するのである。

我等は今後の運動の積極的進展を圖るために次の如き方針を探ることを宣言する。

一、我等は國家社会主義に基く労働組合の任務を正しく理解し其の使命を排撃しなければならぬ。
二、我等は運動事業從事員としての責任を自覺し輕浮冒動を慎み些々たる反抗感情を排すると共に一方に於いて監督者をして單なる命令服從關係のみにては事業の發展を期し得らざることを理解せしめなければならぬ。
三、我等は不當なる組合压迫並に從事員の生活権利侵害に対する断固とした抗争すると共に我等の監督による正確なる権益を維持し且つ増進す